

令和 7 年度 障がい者を対象とした 「福島県任期付短時間勤務職員」 募集 Q&A



【応募受付期間】

令和 7 年 9 月 3 日（水）～10 月 3 日（金）

※ 令和 7 年 10 月 3 日までに、受験に必要な書類を提出してください

【試験日】

令和 7 年 10 月 28 日（火）

Q 「任期付」ということですが、具体的な任期はいつからいつまでですか

A 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。
なお、令和 8 年 4 月 1 日から 5 年を超えない範囲で、任期を延長する場合もあります。

Q 「短時間勤務」とはどのような勤務形態でしょうか

A 1 週あたり「31 時間」勤務していただきます。
具体的には、以下の 2 通りとなります。

- ① 月曜日から金曜日までの 5 日間のうち、4 日勤務する
1 日あたりの勤務時間は 8:30～17:15 の 7 時間 45 分
- ② 月曜日から金曜日まで 5 日勤務する
1 日あたりの勤務時間は 8:30～17:15 のうち 6 時間又は 6 時間 15 分

Q どのような仕事をするのでしょうか

A 県民の皆さんを対象とした「窓口対応」やパソコン等による書類の作成・分類・仕分け・発送などの「文書事務」に従事していただく予定です。
さらに具体的な内容は、配属となる所属によりますが、周囲の職員からのサポートを得られる業務を想定していますのでご安心ください。

Q 勤務場所（配属先）はどこになりますか

A 県庁（本庁）または出先機関（事務所等）となりますが、採用される方の住所等にできるだけ配慮し、配属先を検討したいと考えています。

Q 受験にあたっての年齢制限などがありますか

A 年齢要件はありません
その他の受験資格については、募集案内をご確認ください。

Q 試験内容はどのようなものですか

A 試験の内容は、次のとおりです
① 作文試験、 ② 口述試験、 ③ 適性検査
このうち、筆記試験は①の作文試験のみです。また、一般的な公務員試験のような知識を問う試験はありません。

Q 給料や手当等について教えてください

A 給料は月額 158,400 円から 211,120 円の間で学歴や職歴に応じて計算された額になります。
手当は通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが支給条件に応じて支給されます（扶養手当、住居手当などは支給されません）。

その他、詳細は別添受験案内をご覧ください

お問い合わせ先

福島県総務部人事課

電話 024-521-7033

〒 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号